

## 入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募します。

令和6年6月21日

秋田市長 穂積 志

### 1 入札に付する事項

#### (1) 委託名

秋田公立美術大学附属高等学院建築設備・防火設備定期点検業務委託

#### (2) 仕様書

別紙のとおり

#### (3) 履行場所

秋田公立美術大学附属高等学院（秋田市新屋大川町12番3号）

#### (4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年9月30日（月）まで

#### (5) 次のすべてを満たすことを入札参加要件とします。

ア 本委託を遂行するための有資格者（一級建築士又は二級建築士、建築設備検査員および防火設備検査員）を雇用し、検査員等として配置できる者であること。

イ 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有していること。

ウ 過去2年間に、市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と建築基準法第12条に基づく定期点検業務委託契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

エ 市税に滞納がある者ではないこと。

オ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

カ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

キ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

#### (6) 入札参加申込み

ア 受付期間 令和6年6月24日（月）から令和6年7月1日（月）までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前8時45分から午後4時45分まで。

イ 受付場所 秋田市新屋大川町12番3号

秋田公立美術大学附属高等学院 事務室

- ウ 提出方法 秋田公立美術大学附属高等学院のホームページから様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ受付場所に提出すること。  
(郵送および電送によるものは受け付けない。)

(7) 入札

- ア 日 時 令和6年7月17日(水) 午前10時30分  
イ 場 所 秋田市新屋勝平台1番1号  
秋田商業高等学校 会議室  
ウ 入札保証金 免除

(8) 契約日 令和6年7月22日(月) (予定)

2 入札参加申し込みについて

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けてください。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)  
イ 配置資格者確認書(様式2)  
ウ 実績調書(様式3)  
※業務委託実績を確認できる契約書等の写しを添付すること。  
エ 完納証明書(市税に未納がない納税証明書)  
※申請日前3か月以内に発行されたもの。写し可  
オ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)  
(個人事業主は、住民票)  
※入札参加申込日前3か月以内に発行されたもの(写し可)  
カ 暴力団排除に関する誓約書(様式4)

3 入札について

- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加してください。  
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格としますので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。  
(3) 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については落札者としません。予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

- (4) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行います。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できます。
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合があります。

#### 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知を送付します。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合があります。その者には非指名通知により、その旨を連絡します。
- (3) 指名通知又は非指名通知については、令和6年7月10日（水）にFAXで送付します。

#### 5 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申込書は、返却しません。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先  
秋田公立美術大学附属高等学院 事務室  
電話 018-828-4127

## 秋田公立美術大学附属高等学院建築設備・防火設備定期点検業務委託仕様書

1 業務名 秋田公立美術大学附属高等学院建築設備・防火設備定期点検業務委託

2 所在地 秋田市新屋大川町12番3号

3 業務対象建物概要

(1) 施設名称 秋田公立美術大学附属高等学院

(2) 構造 RC+S造2階建て  
延べ面積：3,455.54㎡

(3) 竣工 平成6年

4 目的

秋田公立美術大学附属高等学院について、建築設備・防火設備の状況を確認し、安全性を確保するため点検を行うものである。

5 業務内容

建築基準法第12条第4項に基づく定期点検を行い、次の書類を作成する。

(1) 定期点検結果報告書

(2) 関係写真（点検結果に基づき必要写真を添付すること。）

(3) 定期点検結果表

(4) 点検結果図（配置図、平面図等に注記すべき内容を記載すること。）

(5) 改善を要する項目についての改善案および改善概算費用報告書

6 点検業務要領

(1) 点検は、定期点検適用基準により、安全、防災事項に重点をおいて行うこと。

(2) 点検は、目視点検と軽打又は指触等により行うこと。

(3) 検査対象設備の保守状況を確認すること。

(4) 諸法律に基づく点検記録があるものは、点検内容が適合することを確認の上、点検を省略することができる。

(5) 要是正箇所等については、関係写真を添付すること。

(6) 点検結果図は、点検結果に基づき、特に措置を要しない場合を除き、その位置と内容を図面に要領よく記載すること。

(7) 点検の結果、改善を要する項目については、対策案および必要となる概算費

用を報告すること。

また、対象機器の精密な調査および分解点検、破壊調査等の高度な試験が必要となる場合についても、その概算費用を報告すること。

(8) 定期点検の適用基準については、次の適用基準書によって行うこと。

ア 建築設備定期検査業務基準書 ((一財)日本建築設備・昇降機センター)

イ 特殊建築物定期点検業務基準 ((一財)日本建築防災協会)

ウ 建築物点検マニュアル・同解説 ((一財)建築保全センター)

## 7 点検者の資格

(1) 定期点検を行うに当たり、必要となる資格者等は次のいずれかとする。

ア 一級建築士又は二級建築士

イ 建築設備検査員 (建築設備のみ)

ウ 防火設備検査員 (防火設備のみ)

## 8 貸与資料

(1) 発注者は、本業務の実施に当たり必要な図書およびその他関連資料を受託者に貸与するものとする。

(2) 受託者が貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後、直ちに返却するものとする。

(3) 受託者は、貸与された資料については、その重要性を勘案し、取扱いおよび保管に十分注意するものとし、第三者への貸与等をしてはならない。

## 9 成果品

報告書は、A4サイズファイル製本2部と電子化した記録メディア（ウイルスチェックを実施したCD-R又はDVD-R）を1部提出すること。

(1) 定期点検結果報告書

(2) 関係写真（点検結果に基づき必要な写真を添付）

(3) 定期点検結果表

(4) 点検結果図（配置図、平面図等に注記すべき内容を記載）

(5) 改善を要する項目についての改善案および改善概算費用報告書

(6) その他（打合せ記録、現地調査記録等）

## 10 提出書類

受託者は、本業務の着手、完了に当たり次の書類を提出しなければならない。

- (1) 管理技術者および照査技術者届（経歴書を添付すること。）
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務完了届
- (5) 納品書

## 11 成果品の帰属

本業務における成果品は全て発注者に帰属し、受託者は、発注者の許諾なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

## 12 成果の補足、修正

業務完了後、受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により、補足および修正を行うこととし、その費用については受託者の負担とする。

## 13 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た内容および結果を、第三者に漏らしてはならない。

## 14 個人情報の取扱い

本業務の遂行に当たっては、個人情報の取扱いについて十分注意すること。

## 15 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合には発注者と受託者が協議の上、これを定め、業務を円滑に実施することとする。
- (2) 本業務委託の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者に再委託業者選定届を提出し、承諾を得ること。また、再委託契約書の写しを後日提出すること。
- (3) 業務履行期限を令和6年9月30日（月）までとする。

# 設 計 書

契約番号				設計担当者	
番 号	第 3 号				
年 度	令和 6 年度	作成年月日			
件 名	秋田公立美術大学附属高等学院 建築設備・防火設備定期点検業務委託		概 要 秋田公立美術大学附属高等学院における建築設備および防火設備定期点検業務を建築基準法第12条第4項の規定により実施するもの		
履 行 場 所	秋田市新屋大川町12番3号		R C + S 造 2 階 建 て 3,455.54㎡		
設 計 金 額	円也		1 建築設備 換気設備、給排水設備		
財源(補助)区分	国 補 ・ 県 補 ・ (市 単)		2 防火設備 防火扉		
契 約 期 間	契 約 締 結 日 の 翌 日 から 令 和 6 年 9 月 3 0 日 まで		※アスベスト、PCBの含有調査は別途とする。		

名 称	品質、形状寸法	数量	単位	単 価(円)	金 額 (円)	摘 要
秋田公立美術大学附属高等学院建築設備・防火設備定期点検業務委託						
内 訳 明 細 書						
秋田公立美術大学附属高等学院						
I 点検業務	RC+S造2階建て 3,455.54㎡					1+2
1 建築設備点検						
a 換気設備	20台		人			
b 給排水設備			人			
計						a+b
2 防火設備点検						
a 防火戸	煙感連動防火扉 2箇所 w5.0×H3.0m程度		式			
b 防火シャッター	煙感連動防火扉 1箇所 w5.0×H3.0m程度		式			
計						a+b



名 称	品質、形状寸法	数量	単位	単 価(円)	金 額 (円)	摘 要
Ⅱ 報告書作成業務						
1 建築設備点検			式			
2 防火設備点検			式			
3 是正箇所の概算			式			改善を要する箇所について概算費用を算出
計						1 + 2 + 3
Ⅲ 諸経費						
1 諸経費			式			
点検業務価格						I + II + III
計						
消費税および地方消費税 (10%)						
合 計						